

原村森林整備計画変更計画書

(令和 8 年 4 月 1 日 変更)

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 31 日

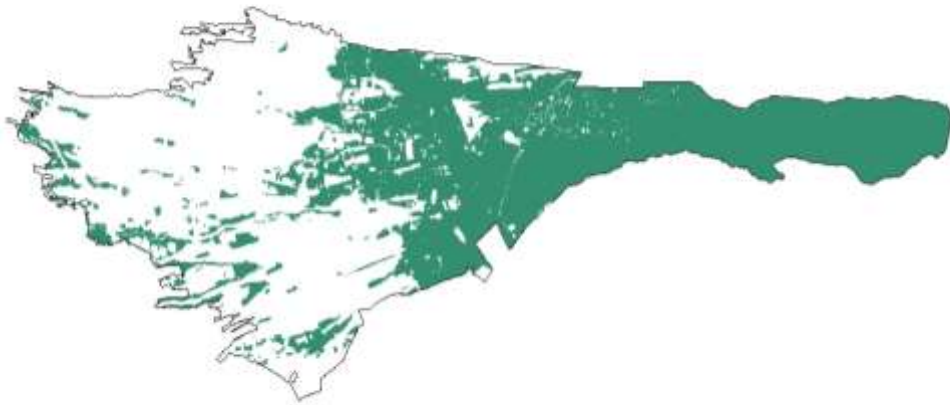
長野県
原村

森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に基づき、原村森林整備計画を変更する。
なお、原村森林整備計画の変更は、令和8年4月1日にその効力を生ずるものとする。


変更理由

- ① 【主伐の区分】、【主伐の留意事項】の記載の変更。(P14、P15)
- ② イの記載内容を変更。(P15)
- ③ 【更新の確認の時期】欄外注の記載の変更。(P16)
- ④ (2) 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数に関する記載の変更。(P17、P18)
- ⑤ その他人工造林の方法に関する記載の変更。(P18)
- ⑥ 人工造林の特例についてに関する記載の変更。(P19)
- ⑦ 天然更新に関する記載の変更。(P20)
- ⑧ 天然更新樹種一覧表の記載の変更。(P21)
- ⑨ 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢に関する記載の変更。(P25)
- ⑩ 【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】の記載の変更。(P29)
- ⑪ 区域の設定に関する記載の変更。(P29)
- ⑫ 【別表2】欄外の記載へ内容を変更。(P32)
- ⑬ 基幹路網の作設に係る留意点に関する記載の変更。(P36、P37)
- ⑭ 基幹路網の整備計画に関する記載の変更。(P37)
- ⑮ 細部路網の維持管理に関する記載の変更。(P37)
- ⑯ 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）に関する記載の変更。(P41)
- ⑰ 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する記載の変更。(P43)
- ⑱ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の記載の変更。(P43)
- ⑲ V その他森林の整備に必要な事項の1森林における造林、保育、伐採その他の施業方法を削除、移行の条文番号を変更。(P44、P45)
- ⑳ その他軽微な文言等の変更。(P23、P28、P42)

市町村位置図



凡例

 原村森林整備計画の対象森林の区域

目 次

| | |
|---|----|
| I 基本的事項 | |
| 1 原村森林整備計画とは | 7 |
| 2 森林整備の現状と課題 | 8 |
| (1) 地域の概況 | |
| (2) 森林・林業の現状 | |
| (3) 森林・林業の課題 | |
| 3 森林整備の基本方針 | 12 |
| (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 | |
| (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと | |
| 4 森林施業の合理化に関する基本方針 | 13 |
| II 森林の整備 | |
| 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く) | 13 |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | |
| 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 | |
| 3 その他 | |
| 第2 造林 | 17 |
| 1 人工造林 | 17 |
| (1) 対象樹種 | |
| (2) 人工造林の標準的な方法 | |
| (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間 | |
| 2 天然更新 | 20 |
| (1) 対象樹種 | |
| (2) 天然更新の標準的な方法 | |
| (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間 | |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 23 |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 24 |
| (1) 造林の対象樹種 | |
| (2) 生育し得る最大の立木の本数 | |
| 第3 間伐及び保育 | 25 |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 25 |
| (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢 | |
| (2) 間伐の標準的な方法 | |
| 2 保育の種類別の標準的な方法 | 26 |
| 3 その他 | 27 |
| 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林 | 28 |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 28 |
| (1) 水源涵養機能維持増進森林 | |
| (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林 | |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 29 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1)区域の設定 | |
| (2)森林施業の方法 | |
| 3 その他 | 33 |
| (1)施業実施協定の締結の促進方法 | |
| 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進 | 34 |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 34 |
| 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | 34 |
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 34 |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 34 |
| 5 その他 | 35 |
| 第6 森林施業の共同化の促進 | 35 |
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 35 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 35 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 35 |
| 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備 | 36 |
| 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム | 36 |
| 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 | 36 |
| 3 作業路網の整備 | 36 |
| (1) 基幹路網 | |
| (2) 細部路網 | |
| 第8 その他 | 37 |
| 1 林業に従事する者の養成及び確保 | 38 |
| 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進 | 38 |
| 3 林産物の利用促進に必要な施設の整備 | 39 |
| | |
| III 森林の保護 | |
| 第1 鳥獣害の防止 | 40 |
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 40 |
| (1)区域の設定 | |
| (2)鳥獣害の防止方法 | |
| 2 その他 | 40 |
| 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護 | 40 |
| 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法 | 40 |
| 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く) | 41 |
| 3 林野火災の予防の方法 | 41 |
| 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 41 |
| | |
| IV 森林の保健機能の増進 | |
| 1 保健機能森林の区域 | 42 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | 42 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | 43 |
| | |
| V その他森林の整備に必要な事項 | |
| 1 森林経営計画の作成 | 44 |
| 2 生活環境の整備 | 44 |
| 3 森林整備を通じた地域振興 | 44 |

| | | |
|---------|----------------|----|
| 4 | 森林の総合利用の推進 | 44 |
| 5 | 住民参加による森林の整備 | 44 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業 | 45 |
| 7 | その他必要な事項 | 45 |
| VI 参考資料 | | |
| 1 | 人口及び就業構造 | 48 |
| 2 | 土地利用 | 51 |
| 3 | 森林転用面積 | 51 |
| 4 | 森林資源の現況等 | 51 |

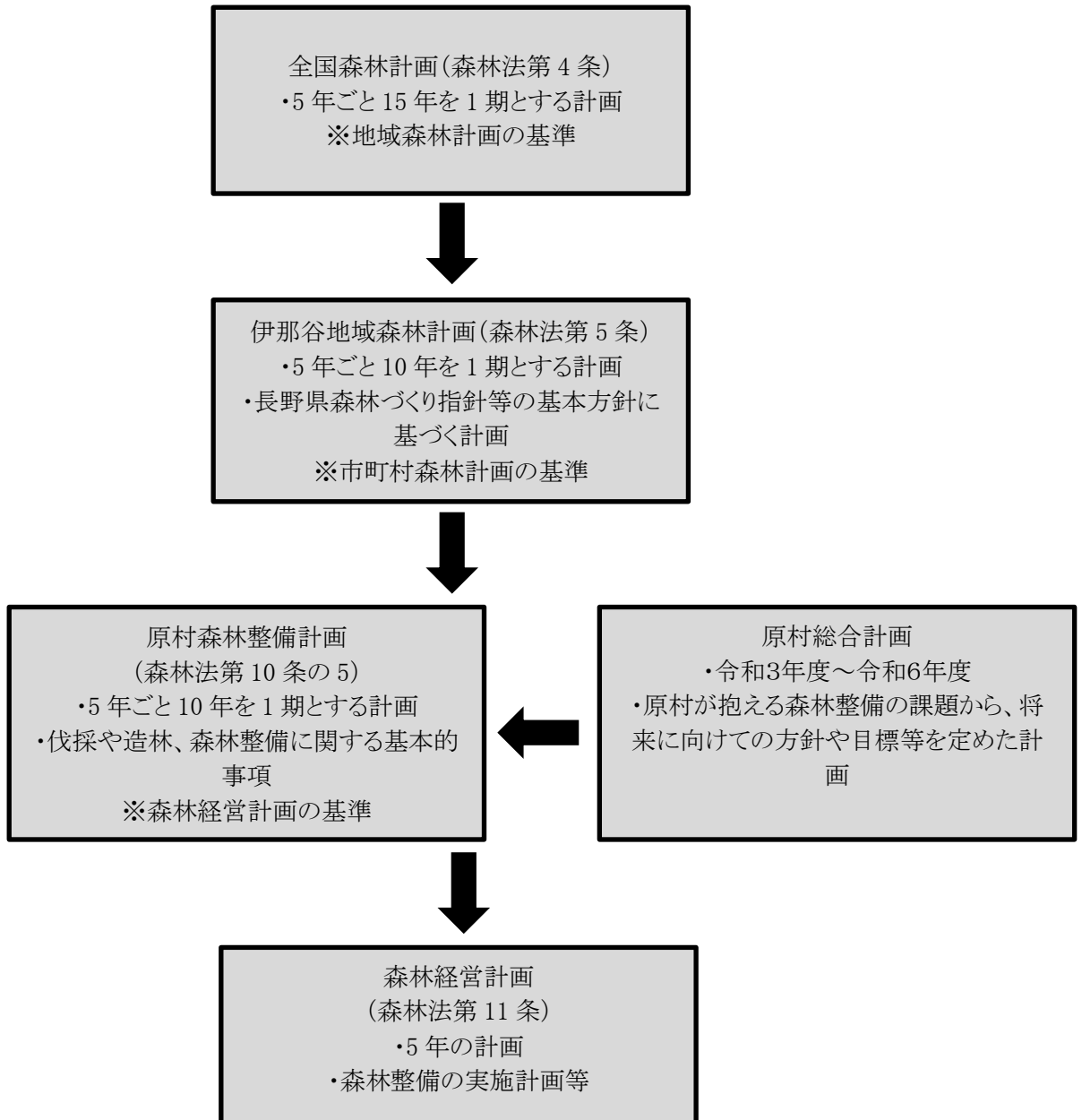
I 基本的事項

1 原村森林整備計画とは

原村森林整備計画は、森林法第 10 条の 5 の規定に基づき策定するものです。

原村地域森林計画の対象の民有林を対象に、上位計画である伊那谷地域森林計画と整合し、また、原村総合計画(計画期間:令和3年度～令和6年度)の施策に適合する内容で策定しています。

【各計画との関係】



2 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(原村役場)

東経 138° 13' 03" 北緯35° 57' 52" 海拔 1,012m

◇面積

43.26km²(東西 16.2km、南北 5.9km)

◇土地の地目別面積<令和5年1月1日現在>

| 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | その他 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 6.91k m ² | 6.24k m ² | 4.36k m ² | 2.74k m ² | 7.36k m ² | 15.61k m ² |

◇気象(令和4年中、原村地域気象観測所)

| 気温 | | | 年間総降水量 | 風速平均 |
|---------|---------|----------|-----------|---------|
| 平均 | 最高 | 最低 | | |
| 10.0 °C | 33.7 °C | -13.8 °C | 1249.0 mm | 2.0 m/s |

◇地形・地質

本村は、長野県の諏訪盆地の南東に位置し、八ヶ岳連峰西麓のなだらかな高原に東西に細長く広がっています。地籍の4割強が森林、3割が農用地という自然豊かな村です。

東には八ヶ岳連峰を間近に、北に蓼科山、北西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプス連峰、南には南アルプスを望むすばらしい景観にも恵まれた、みどりと光あふれる高原の村です。

また生活の利便性も高いことから都会からの移住者が多い村であります。

このような特色を活かしながら、より美しく、快適な生活環境づくりを進めることで、自然の多様なエコロジー機能を高めながら、「人も地域も輝く緑豊かな村」を目指しています。

住宅や別荘がある標高は、900m~1,600mであり、年間を通じて気候は内陸性の気候で気温は寒暖の差が大きい湿度は低く、夏季は涼しく爽やかな気候で、冬季は寒さが厳しく乾燥した寒冷地で年間を通じて日照時間が長いことが特徴で、豊かで美しい自然に囲まれた村の環境や景観は、人々が暮らしていくうえでかけがえのない身近で貴重な財産です。

この財産を守り育てながら有効に活用し、循環型社会※1 の形成や地球温暖化※2 防止に向けた村づくりが重要です。

また、八ヶ岳山麓の豊かな自然・文化と美しい村を守り、誇りが持てるよう「日本で最も美しい村」連合※3 に加盟しました。この「日本で最も美しい村」ブランドを活用しながら、広く内外に発信して住民の定住、外からの移住や交流を深めて参ります。

そのため、住民参画のもとにアイデアを結集し、原村が持つ特色をしっかりと認識して最大限に活用し、原村らしく人・環境にやさしい村づくりを住民とともに取り組みます。

【用語の説明】

※1 循環型社会…ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減された社会。

※2 地球温暖化…地球全体の年平均の気温が、長期的に上昇する現象。このことにより、気候が変動し乾燥化や砂漠化する地域が拡大する、動植物の生態系が変化し、種が絶滅する、海面の上昇により水没する地域が出るなど、地球規模の変動が引き起こされる。

※3 「日本で最も美しい村」連合…NPO法人「日本で最も美しい村」連合。「フランスの最も美しい村」運動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動をする団体のこと。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積m³

| 民国別 | 資源量 | 人工林 | | | 天然生林 | | | 合計 | | | |
|-----|-----|---------|-------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|------|---------|
| | | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木等 | 計 |
| 民有林 | 面積 | 974 | 4 | 977 | 419 | 439 | 858 | 1,393 | 443 | 118 | 1,954 |
| | 蓄積 | 223,905 | 2,272 | 226,177 | 87,049 | 43,395 | 130,444 | 310,954 | 45,667 | 0 | 356,621 |
| 国有林 | 面積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 蓄積 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

※小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

民有林の人工林割合 面積 50% 蓄積 63%

【民有林の樹種別構成表】

単位:面積 ha、蓄積m³

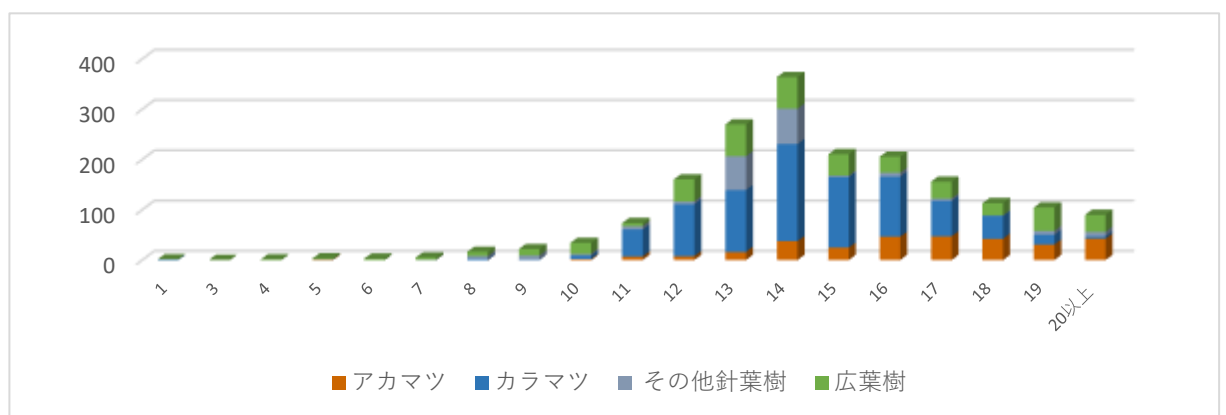
| 樹種 | 面積(ha) | | | 蓄積(m ³) | | |
|-------|--------|------|--------|---------------------|------|--------|
| | | 比率 | 計画区内比率 | | 比率 | 計画区内比率 |
| アカマツ | 308 | 16% | 17% | 70,883 | 20% | 20% |
| カラマツ | 887 | 45% | 25% | 208,231 | 58% | 33% |
| スギ | 0 | 0% | 5% | 60 | 0% | 10% |
| ヒノキ | 3 | 0% | 13% | 636 | 0% | 15% |
| その他針 | 195 | 10% | 3% | 31,144 | 9% | 3% |
| 広葉樹 | 443 | 23% | 34% | 45,667 | 13% | 19% |
| 未立木地等 | 118 | 6% | 3% | 0 | 0% | 0% |
| 計 | 1,954 | 100% | 100% | 356,621 | 100% | 100% |

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷計画区内の樹種ごとに占める割合です。

※小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

【民有林の齢級別構成グラフ】

単位:ha/齢級



② 森林の所有形態

個人有林と集落での所有 がほぼ同量で、森林所有面積の大半である

【民有林の所有形態】

単位:面積 ha、蓄積m³

| 所有形態別 | | 面積 | | 蓄積 | |
|-------|------|-------|------|---------|------|
| | | | 割合 | | 割合 |
| 公有林 | 県 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| | 市町村 | 343 | 18% | 72,228 | 20% |
| | 財産区 | 8 | 0% | 1,333 | 0% |
| | 計 | 352 | 18% | 73,621 | 21% |
| 私有林 | 集落有林 | 636 | 33% | 91,462 | 26% |
| | 団体有林 | 83 | 4% | 17,937 | 5% |
| | 個人有林 | 631 | 32% | 133,405 | 37% |
| | その他 | 252 | 13% | 40,196 | 11% |
| | 計 | 1,602 | 82% | 283,000 | 79% |
| 合計 | | 1,954 | 100% | 356,621 | 100% |

※小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

③ 林業労働力の現状

2 団体 1 組合。村内の森林整備のみで労働するのは厳しい現状

【事業体別林業従事者数】

| 区分 | 組合・事業者数 | 従業者数(人) | | 備考 |
|--------|---------|---------|-----------|----|
| | | | うち作業員数(人) | |
| 森林組合 | 1 | 22 | 14 | |
| 生産森林組合 | | | | |
| 素材生産業 | 2 | 13 | 11 | |
| 製材業 | | | | |
| 合計 | 3 | 35 | 25 | |

【林業機械等設置状況】

単位:台数

| 機 械 名 | 森林組合 | 会社 | 個人 | その他 | 計 |
|-----------|------|----|----|-----|---|
| 集材機 | | | | | |
| モノケーブル | | | | | |
| リモコンウインチ | | | | | |
| 自走式搬器 | | 1 | | | |
| 運材車 | | 1 | | | 1 |
| ホイールトラクタ | | | | | |
| 動力枝内機 | | | | | |
| トラック | | 2 | | | 2 |
| グラブブルクレーン | | | | | |
| フェラーバンチャ | | | | | |
| スキッド | | | | | |
| プロセッサ | | | | | |
| グラブブルソー | | 1 | | | 1 |

| | | | | | |
|---------|--|---|--|--|---|
| ハーベスタ | | 1 | | | 1 |
| フォワーダ | | 2 | | | 2 |
| タワーヤーダ | | | | | |
| スイングヤーダ | | | | | |
| 合計 | | 7 | | | 7 |

④ 林内路網の整備状況

林道は5路線。

【路網整備状況(令和5年度末)】

| 区 分 | | 路 線 数 | 延 長 | |
|------------------|-------|-------|--------|-------|
| | | | | うち舗装 |
| 基 幹 路 網 | 公 道 | 路線 | 23.3km | km |
| | 林 道 | 5 路線 | 5.4km | 1.9km |
| | 林業専用道 | 路線 | km | km |
| | 計 | 5 路線 | 5.4km | 1.9km |
| 森林作業道 | | 5 路線 | 5.1km | km |
| 合計 | | 10 路線 | 38.8km | 1.9km |

⑤ 保安林の配備の実施状況

【保安林配備状況】

| 保 安 林 種 | 面 積 |
|-----------|----------|
| 水源かん養保安林 | 331ha |
| 土砂流出防備保安林 | 140.19ha |
| 土砂崩壊防備保安林 | ha |
| 風害防備保安林 | ha |
| 水害防備保安林 | ha |
| 干害防備保安林 | ha |
| 落石防止保安林 | ha |
| 保健保安林 | ha |
| 風致保安林 | ha |
| 合計 | 472ha |

※小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

⑥ 地域の取り組み状況

- ・原小学校では、次代を担う子供たちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動や学校林活動等を行っています。
- ・長野県森林づくり県民税を活用し、信玄の棒道沿いにある八ヶ岳眺望森林を山岳ガイドのボランティア活動の一環としてレンゲツツジの植栽を行っています。

(3) 森林・林業の課題

戦後 70 年以上が経過し、植林した林木が伐期を迎え、主伐等、収穫を行い、将来に向けた健全な森林確保のためにも重要な時期を迎えています。

伐期を迎えた森林整備に関して、後世にどのような樹種の森林を残すことが適切なのか、住民のみならず、事業者、そして行政が、互いに協力協調して取り組んでいくことにより、生活環境や自然環境を守るとともに、森林を形成する林木の一つ一つが重要な資源であるという認識に立って、森林の与えてくれる恵みを楽しむことができるような仕組みづくりを行い、ふるさとに愛着を持って住み続けられる地域づくりの原点ととらえた活動を展開していく必要があります。

3 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方や施策の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即し、具体的には、下記のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿を目指します。

- ア 広河原地区においては、成熟しつつあるカラマツ人工林の間伐を進めるとともに、作業路網を整備し、間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を推進します。水源涵養機能を重視し、生物多様性保全機能を備えた森林整備を進めます。
- イ 農場地区及びペンション地区においては、山地災害防止のため保水力の高い樹種の育成を図る森林施策を進めるとともに、景観を重視し山林が保持している保健機能のために、最小限の伐採を心得、択伐施策を進めます。
- ウ 開発の進んだ、原山地区、横見山地区においては、残された里山林を保全し、広葉樹を育成するとともに地域住民の憩いの場として、住民の理解を得ながら森林の整備を推進します。
- エ 市街地及び住宅地の裏山等として点在している山林は、里山としての機能が強く景観の維持を図りつつ、昔ながらの生活に密着した機能が損なわれないような整備をしていきます。

【森林の有する機能一覧表】

| 森林の有する機能 | 森林の整備及び保全の目標(望ましい姿) |
|---------------|---|
| 水源涵養機能 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 |
| 山地災害防止/土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能 | 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 |
| 保健・レクリエーション機能 | 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林 |

| | |
|--------------|---|
| 文化機能 | 街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 |
| 生物多様性保全機能 | 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮により、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す森林 |
| 木材生産機能維持増進機能 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林 |

- (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと
 ・年齢の平準化を図る伐採を行い、更新を目指していく

4 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、諏訪地域振興局、村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

| 区分 | 樹種 | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
|-----|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 針葉樹 | カラマツ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | アカマツ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | スギ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | ヒノキ | 45年 | 55年以上 | おおむね90年以上 |
| | その他針葉樹 | 60年 | 70年以上 | おおむね120年以上 |
| 広葉樹 | クヌギ | 15年 | 25年以上 | おおむね30年以上 |
| | ナラ類 | 20年 | 30年以上 | おおむね40年以上 |
| | ブナ | 70年 | 80年以上 | おおむね140年以上 |
| | その他広葉樹 | 20年 | 30年以上 | おおむね40年以上 |

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

| 区 分 | 主 伐 の 方 法 の 内 容 |
|-----|--|
| 皆 伐 | 伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。 |
| 択 伐 | 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率)。 |

【主伐の留意事項】

| 区 分 | 留 意 事 項 |
|------|--|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 ⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置 |

| | |
|-----|--|
| | <p>の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。</p> <p>⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。</p> <p>⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要ある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。</p> |
| 皆 伐 | <p>① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の面積は、20ha を超えないものとする。また、長野県主伐・再造林ガイドライン（令和5年3月長野県林務部）に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね5ha までを推奨する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p> |
| 択 伐 | <p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> |

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、20m以上の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のた

め、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

| 主伐の届出 | 更新方法 | 確認時期 | 確認者 |
|------------------|------|------------------------------------|------------------------------------|
| 伐採及び伐採後の造林の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 原村 |
| | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 | |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 原村 (県認定計画は地域振興局 市町村認定計画は市町村) |
| | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 | |

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|--------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ | |
| | ヒノキ | |
| | アカマツ | |
| | カラマツ | |
| | その他針葉樹 | |
| | 広葉樹 | |

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬なども活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）、植栽適期が広いコンテナ苗や下刈回数を削減できる大苗の使用により、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

| 仕立て方法 | スギ | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | その他 針葉樹 | 広葉樹 |
|----------------|------------------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | ha 当たりの植栽本数（本）目安 | | | | | |
| 疎仕立て | 1,500 | - | - | 1,500 | - | - |
| 疎仕立て～ 中庸仕立て | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,800 | 2,000 | - |
| 中庸仕立て | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 2,300 | 3,000 | 3,000 |

注) 保安林にあつては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|-------------------|--|
| 地拵え | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めること |
| 植付け | コンテナ苗木等の特性、植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件、既往の植栽方法及び施業の効率性を勘案するとともに、適期に植え付けること |
| 野生鳥獣による 被害防止 | 近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討すること |
| 人工造林の省力・ 低コスト化 | 機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めること 組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業者の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択すること |

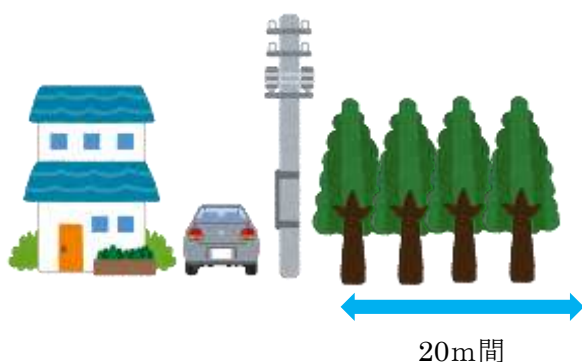
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 皆 伐 | 択 伐 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。 |

(4) 人工造林の特例について

「送電線沿い等」のライフラインに近接する場所の森林において、風倒木が起きた場合、停電等による大きな被害が及びます。

そのため、「送電線沿い等」から20m程度の範囲においては、低木の樹種又は萌芽更新しやすい樹種による植栽を推奨する。



- ・インフラ施設等の林縁を保護する間隔は20mとする。
- ・植栽本数は1haあたり1,000本程度とし、根系の連続性を保てるようにする。
- ・前生樹の萌芽枝も活用する。
- ・樹種は災害に強い土壌緊縛力や樹幹支持力が大きい低木性の樹種を推奨する。
例：ヤシブシ類/ハッコヤナギ類/山行き苗木等

参考：災害に強い森林づくり指針(平成20年1月、長野県)

災害に強い森づくりにおける植栽の手引き(令和3年10月、千葉県)

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

| | |
|----------|--|
| 天然更新の対象地 | 周辺森林からの実生による更新可能地 |
| | ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地 |
| | 人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む) |
| | 気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所 |

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

| | | |
|-------------------|------------------|----------------------|
| バッコヤナギ (ヤナギ科) | オノエヤナギ (ヤナギ科) | その他ヤナギ類 (ヤナギ科) |
| サワグルミ (クルミ科) | オニグルミ (クルミ科) | ヨグソミネバリ (ミズメ) (カバノキ) |
| ウダイカンバ (カバノキ科) | シラカンバ (カバノキ科) | ダケカンバ (カバノキ科) |
| ネコシデ (カバノキ科) | ハンノキ (カバノキ科) | ケヤマハンノキ (カバノキ) |
| コバノヤマハンノキ (カバノキ科) | ヤハズハンノキ (カバノキ科) | ミヤマハンノキ (カバノキ) |
| ヤシヤブシ (カバノキ科) | ミヤマヤシヤブシ (カバノキ科) | ヒメヤシヤブシ (カバノキ) |
| アサダ (カバノキ科) | サワシバ (カバノキ科) | クマシデ (カバノキ科) |
| アカシデ (カバノキ科) | ブナ (ブナ科) | コナラ (ブナ科) |
| ミズナラ (ブナ科) | クヌギ (ブナ科) | カシワ (ブナ科) |
| クリ (ブナ科) | オヒョウ (ニレ科) | エノキ (ニレ科) |
| エゾエノキ (ニレ科) | ハルニレ (ニレ科) | ケヤキ (ニレ科) |
| フサザクラ (フサザクラ科) | カツラ (カツラ科) | ヒロハカツラ (カツラ科) |
| タムシバ (モクレン科) | コブシ (モクレン科) | ホオノキ (モクレン科) |
| カスミザクラ (バラ科) | オオヤマザクラ (バラ科) | ミヤマザクラ (バラ科) |
| ウワミズザクラ (バラ科) | イヌザクラ (バラ科) | シウリザクラ (バラ科) |
| ズミ (バラ科) | アズキナシ (バラ科) | ナナカマド (バラ科) |
| イヌエンジュ (マメ科) | キハダ (ミカン科) | イタヤカエデ (カエデ科) |
| ウリハダカエデ (カエデ科) | オオモミジ (カエデ科) | ヤマモミジ (カエデ科) |
| コミネカエデ (カエデ科) | ミネカエデ (カエデ科) | トチノキ (トチノキ科) |
| シナノキ (シナノキ科) | オオバボダイジュ (シナノキ科) | ハリギリ (ウコギ科) |
| コシアブラ (ウコギ科) | ヤマボウシ (ミズキ科) | ミズキ (ミズキ科) |
| クマノミズキ (ミズキ科) | リョウブ (リョウブ科) | コバノトネリコ (モクセイ) |

| | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ヤチダモ (モクセイ科) | アカマツ (マツ科) | カラマツ (マツ科) |
| キタゴヨウ (マツ科) | チョウセンゴヨウ (マツ科) | ウラジロモミ (マツ科) |
| オオシラビソ (マツ科) | トウヒ (マツ科) | コメツガ (マツ科) |
| スギ (スギ科) | ヒノキ (ヒノキ科) | サワラ (ヒノキ科) |
| ネズコ (ヒノキ科) | イチイ (イチイ科) | アベマキ(ブナ科) |
| ヤマザクラ (バラ科) | ナツツバキ (ツバキ科) | オオバアサガラ(エゴノキ科) |
| コウヤマキ (コウヤマキ科) | | |

ぼう芽更新樹種一覧表

| 区分 | 樹種 | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考) | | ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考) |
|---------|---------------|-----------------------------------|------|------------------------|
| | | 直径 | 本数 | |
| ぼう芽更新樹種 | ミズナラ(ブナ科) | 20 cm | 30 本 | 50 cm |
| | コナラ(ブナ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | クリ(ブナ科) | 20 cm | 60 本 | 40 cm |
| | ホオノキ(モクレン科) | 20 cm | 20 本 | 60 cm |
| | カスミザクラ(バラ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | イタヤカエデ(カエデ科) | 10 cm | 20 本 | 20 cm |
| | ウリハダカエデ(カエデ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | ※クマシデ(カバノキ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |
| | ※オオモミジ(カエデ科) | 10 cm | 10 本 | 50 cm |
| | ※コシアブラ(ウコギ科) | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| | ※ミズキ(ミズキ科) | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| | ※リョウブ(リョウブ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|---------|----------------|
| 対象樹種すべて | 10,000 本/ha 以上 |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 方 法 | 内 容 |
|----------|--------|--|
| 天然更新 | 天然下種更新 | 天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 |
| | ぼう芽更新 | 樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 |
| 天然補助更新 | 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。 |
| 天然更新補助作業 | 刈出し | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。 |
| | 植込み | 更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。 |

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとし、ます。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとします。)

② 更新の判定基準

| 区分 | 内 容 |
|-----------|--|
| 更新すべき立木本数 | 3,000 本/ha 以上 |
| 稚樹高 | 競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。 |
| 更新を判定する時期 | 伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。 |

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の 3 の 3-2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

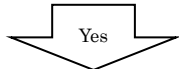
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画すること。

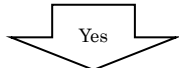
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

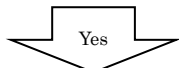
- 1 現況が針葉樹人工林である



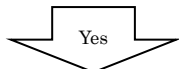
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)



- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



- 4 林床に更新樹種が存在しない
- ・ 過密状態にある森林
 - ・ シカ等による食害が激しい森林
 - ・ ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森 林 の 区 域 | 備 考 |
|-----------|-----|
| なし | |

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

注) ()内は、本数間伐率です。

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | | |
|------------------|------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 |
| スギ(表系) (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 14 (30%) | 18 (32%) | 23 (31%) | 30 (33%) | 40 (33%) | 55 (-%) |
| スギ(表系) (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 16 (30%) | 20 (33%) | 27 (31%) | 36 (33%) | 51 (33%) | 85 (-%) |
| スギ(表系) (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 18 (30%) | 23 (33%) | 32 (31%) | 46 (33%) | 80 (33%) | - |
| スギ(表系) (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 21 (30%) | 27 (33%) | 41 (31%) | 72 (33%) | - | - |
| スギ(表系) (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 25 (30%) | 35 (33%) | 64 (31%) | - | - | - |
| カラマツ (地位級Ⅰ) | 標準 | 2,300 | 11 (39%) | 16 (39%) | 24 (37%) | 39 (38%) | 58 (-%) | - |
| カラマツ (地位級Ⅱ) | 標準 | 2,300 | 13 (39%) | 19 (39%) | 29 (37%) | 50 (38%) | 87 (-%) | - |
| カラマツ (地位級Ⅲ) | 標準 | 2,300 | 15 (39%) | 23 (39%) | 37 (37%) | 76 (38%) | - | - |
| カラマツ (地位級Ⅳ) | 標準 | 2,300 | 19 (39%) | 31 (39%) | 53 (37%) | - | - | - |
| アカマツ (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 12 (33%) | 18 (31%) | 24 (27%) | 31 (25%) | 40 (25%) | 54 (-%) |
| アカマツ (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 14 (33%) | 21 (31%) | 28 (27%) | 37 (25%) | 51 (25%) | 80 (-%) |
| アカマツ (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 15 (33%) | 24 (31%) | 33 (27%) | 47 (25%) | 75 (25%) | - |
| アカマツ (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 18 (33%) | 29 (31%) | 43 (27%) | 69 (25%) | - | - |
| アカマツ (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 21 (33%) | 38 (31%) | 64 (27%) | - | - | - |
| ヒノキ (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 15 (26%) | 19 (25%) | 24 (33%) | 31 (20%) | 39 (25%) | 52 (-%) |
| ヒノキ (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 16 (26%) | 22 (25%) | 28 (33%) | 37 (20%) | 50 (25%) | 78 (-%) |
| ヒノキ (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 19 (26%) | 25 (25%) | 35 (33%) | 49 (20%) | 80 (25%) | - |
| ヒノキ (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 22 (26%) | 31 (25%) | 47 (33%) | 67 (20%) | - | - |
| ヒノキ (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 27 (26%) | 44 (25%) | 85 (33%) | - | - | - |

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

| 区分 | 平均的な間伐間隔 |
|---------|----------|
| 標準伐期齢未満 | 10年 |
| 標準伐期齢以上 | 20年 |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

| 保育の種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | 標準的な方法 |
|-------|-----|--|--------------|-----------|---|
| | | 実施時期 | 実施林齢 | 回数 | |
| 下刈り | 全樹種 | (1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬 | 2年生～ 10年生 | 年1～ 2回 | ① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。 |

| | | | | | |
|------|-----------|------------------|---------------|----------------------|---|
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 11月～5月 | 11年生～ 30年生 | 最大8m までに必 要な回数 | <ul style="list-style-type: none"> ① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応じ て実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産す る場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打 ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変す ることから気象害に遭うおそれがある ため、極力避けること。 |
| 除伐 | 全樹種 | 5月～7月 (9月～3月) | 11年生～ 25年生 | 1回～ 2回 | <ul style="list-style-type: none"> ① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない 樹木は、残すことが望ましい。 |
| つる切り | 全樹種 | 6月上旬～ 7月上旬 | 11年生～ 30年生 | 必要に応 じて 2～3回 | 枝打ち、除伐と並行して実施すること が望ましい。 |

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

| 区域 | 樹 種 | | | | | | | | |
|----------------------|------|------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|
| | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他 針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他 広葉樹 |
| 水源涵養 機能維持 増進森林 | 50年 | 50年 | 55年 | 50年 | 70年 | 25年 | 30年 | 80年 | 30年 |

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林は、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

| 区域 | 樹 種 | | | | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他広葉樹 |
| アの①から③の森林 | おおむね 80年 | おおむね 80年 | おおむね 90年 | おおむね 80年 | おおむね 120年 | おおむね 30年 | おおむね 40年 | おおむね 140年 | おおむね 40年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

| 機能区分 | 設定基準 | 設定区域 |
|-------------------|------------------------------|--|
| 特に効率的な施業が可能な森林の区域 | 木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する | 次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所 |

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

| 施業種 | | 施業の方法 |
|--------|---|---|
| 植栽 | | <p>主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。</p> <p>「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。</p> <p>「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。</p> |
| 間伐 | | <p>おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。</p> |
| 主伐 | 林齢 | 標準伐期齢以上 |
| | 伐採方法 | <p>皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。</p> |
| | | <p>伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。</p> |
| 伐採立木材積 | <p>伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。</p> | |

【別表 1】

| 区 分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--------------|--|---|---------|
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期+10年) | 22 い 24 ろ 25 に 34 いろ 35 いろは 36 いろはに 41 いろ 42 いろはにほへ | 484.76 |
| | 複層林施業を推進すべき森林 ※ 保健文化機能維持増進森林と重複 | 1 いろは 2 いろはに 3 いろは 4 いろは 5 いろはに 6 いろ 7 い 8 いろは 9 いろは 10 いろはに 11 いろはに 12 いろはに 13 いはに 14 いろは 15 いろ 16 いろは 17 いろはにほ 18 いろ 19 いろほへ | 351.85 |

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表 2】

| 区 分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------------------|---------------------------------|--|---------|
| 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (標準伐期齢以上) | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 (標準伐期齢以上) | 30 いろはに 32 いろは 33 い | 165.94 |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢の2倍) | | |
| 快適環境形成機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (標準伐期齢以上) | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 (標準伐期齢以上) | 19 はにと 20 いろはにほ 21 いろはに 22 ろはにほ 23 いろは 24 いはにほへとち 25 いろは (上記のうち保健休養地外については複層林施業を推進すべき森林とする) | 669.18 |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢の2倍) | | |

| | | | | |
|--------------|-------------------------------------|--|--|--------|
| 保健文化機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (標準伐期齢以上) | 1 いろは 2 いろはに 3 いろは 4 いろは 5 いろはに 6 いろ 7 い 8 いろは 9 いろは 10 いろはに 11 いろはに 12 いろはに 13 いはに 14 いろは 15 いろ | 16 いろは 17 いろはにほ 18 いろ 19 いろほへ | 351.85 |
| | 択伐による複層林施業を推進 すべき森林 (標準伐期齢以上) | | 37 いろ 38 いろは 39 いろ 40 いろは | 282.22 |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢の2倍) | | | |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林 | | | |

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

特例措置として快適環境形成機能維持増進森林について、ライフライン保全を目的とした支障木等の伐採はこの限りではない(開発目的は除く)

【別表3】

| 区 分 | 公益的機能 との重複 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|------------------------------------|----------------|--|---|--------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林 | 水源涵養 | 伐期の延長を推進 すべき森林 (標準伐期+10年) | 34 いろ 35 いろは 36 いろはに 41 いろ 42 いろにはほ | 421.87 |
| | 特に効率的な施業が可能な区域 | 伐期の延長を推進 すべき森林 (標準伐期+10年) ※人工林における 主伐後には、原則 として、植栽による 更新を行うこと。 | 41 いろ 42 いろにはほ | 181.07 |

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

当村では、森林林業関係のNPO法人がありますが、施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ① 各地区の区会を活用し、森林組合等林業事業体、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開します。
- ② 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ③ 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当村における森林の所有規模は 0.1ha 程度の零細規模が多く、森林への関心が薄い。さらに、森林所有者の高齢化が進んでいることも重なり、自ら森林を管理することは困難な状況になっています。

このため、個人有林の整備を進めるためにも、森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業体との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人(NPO 法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

5 その他

森林経営計画は、林班もしくは複数林班単位の計画であり、該当林班面積の1/2以上の計画面積がなければ、計画の認定ができませんが、他の林業事業者等(県・村も含む)と共同で森林経営計画を作成することで、面積要件を満たす事ができる場合は、共同の森林経営計画を作成し、小規模な林業事業者でも、森林経営計画に基づく計画的な森林施業が行えるように、地域合意に基づく森林管理の主体となる者、地域指導者、村、林業普及指導員等で連携の強化を図ります。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業者へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人(NPO 法人)等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき

責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

| 区分 | 作業システム | 基幹路網密度 | | | 細部路網密度 | 路網密度 |
|-------------------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|
| | | 林道 | 林業専用道 | 小計 | 森林作業道 | |
| 緩傾斜地 0～15° 未満 | 車両系 | 15～20 | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地 15～30° 未満 | 車両系 | 15～20 | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200 |
| | 架線系 | | | | 0～35 | 25～75 |
| 急傾斜地 30～35° 未満 | 車両系 | 15～20 | 0～5 | 15～25 | 45～125 | 60～150 |
| | 架線系 | | | | 0～25 | 15～50 |
| 急峻地 35° ～ | 架線系 | 5～15 | — | 5～15 | — | 5～15 |

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠 | 備 考 |
|----------|--|
| 林道規程 | 昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知 最終改正：令和3年3月25日2林整第1210号林野庁長官通知 |

| | |
|--------------|--|
| 林道技術基準 | 平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知 最終改正：令和7年3月24日6林政経第671号林野庁長官通知 |
| 林業専用道作設指針 | 平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知 最終改正：令和3年4月1日2林整整第1396号林野庁長官通知 |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成23年4月15日23付け信木第39号林務部長通知 最終改正：平成23年11月18日付け23信木第384号林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成24年3月23日23付け信木第542号林務部長通知 |
| 林業専用道作設指針の運用 | 平成27年3月26日付け26林整整第845号林野庁森林整備部長通知 最終改正：令和6年4月18日付け6林整整第7号林野庁森林整備部長、国有林野部長通知 |

イ 基幹路網の整備計画

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及 び路線 数 | 利用 区域 面積 | うち 前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|------------|------|----|----|-----|-----------------|----------------|-----------------|----------------|----|
| 拡張 (改良) | 自動車道 | 林道 | 諏訪 | 広河原 | 150 2箇所 | 624 | ○ | 基幹路網の 整備計画図 | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | 林道 | 諏訪 | 広河原 | 700 | 624 | | 基幹路網の 整備計画図 | |

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠 | 備 考 |
|-----------|--|
| 森林作業道作設指針 | 平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知 最終改正：令和5年3月31日4林整整第923号林野庁長官通知 |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成 23 年 8 月 1 日付け 23 森推 325 号林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知 |

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第 8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

特に、村有林の森林整備事業では次代の森林・林業の担い手にとって良質な労働環境となるよう努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながらか林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【諏訪地域の主な作業システム】

| 作業の種類 | 現状 | 将来 |
|-------|------------------------|------------------------|
| 伐倒 | チェンソー、ハーベスタ | チェンソー、ハーベスタ |
| 造材 | チェンソー、プロセッサ、ハーベスタ | チェンソー、プロセッサ、ハーベスタ |
| 集材 | スイングヤーダ、(グラップル等による直取り) | スイングヤーダ、(グラップル等による直取り) |
| 小運搬 | フォワーダ | フォワーダ |

【林業機械保有状況】

| 機 械 名 | 現状保有台数 | 将来保有台数 |
|-----------|--------|--------|
| 集材機 | 0 | 0 |
| モノケーブル | 0 | 0 |
| リモコンウインチ | 1 | 1 |
| 自走式搬器 | 1 | 1 |
| 運材車 | 5 | 5 |
| ホイールトラクタ | 1 | 1 |
| 動力枝打機 | 0 | 0 |
| トラック | 11 | 11 |
| グラップルクレーン | 27 | 27 |
| フェラーバンチャ | 0 | 0 |
| スキッド | 0 | 0 |
| プロセッサ | 4 | 4 |
| グラップルソー | 2 | 2 |
| ハーベスタ | 7 | 7 |
| フォワーダ | 8 | 8 |
| タワーヤーダ | 0 | 0 |
| スイングヤーダ | 5 | 5 |

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

当村では該当がありませんが、森林資源の成熟にともない、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されてます。

こうした状況の中で、当地域における流通・加工体制については、原木等は当地域外への流通が主流となっています。製材工場も小規模の個人経営で規模の拡大も余り望めない現状であるため、近隣の市町村及び木材加工事業者等と連携し、加工体制の整備に必要な施設等について研究を行います。

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当村では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、鳥獣被害防止計画の具現化による管理捕獲の推進により、被害が減少傾向であるため、区域の設定は行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

| 種名 | 対象個体群 | 現状 | 対策 |
|-------|-------|-----------------------------|----------------------------|
| ニホンジカ | 八ヶ岳 | 生息密度が急増しており観光面への影響も懸念されている。 | ①個体数調整の実施、進入防止柵の設置等による被害防除 |

3 林野火災の予防の方法

イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のこと留意します。

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む) |
| 火入れの目的 | ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項) |

| | |
|----------|--|
| 許可条件 | 期間(7日以内) 面積(1件当たり2ha以内) 従事者(1haまで15人以上) ※ 1haを超える場合は、超える部分の面積15haあたり1人を加えた人数とする。 |
| 申請方法 | 火入れを行う7日前までに農林課に必要書類を提出する。 |
| 申請に必要なもの | ① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し |

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積(ha) | | | | | | 備 考 |
|-------|-----|--------------|-----|-----|------|----|-----|-----|
| 地区名 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 広河原 | 37い | 282 | 32 | 192 | | | 59 | |
| | 37ろ | | | | | | | |
| | 38い | | | | | | | |
| | 38は | | | | | | | |
| | 38ろ | | | | | | | |
| | 39い | | | | | | | |
| | 39ろ | | | | | | | |
| | 40い | | | | | | | |
| | 40は | | | | | | | |
| | 40ろ | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | | 施業の方法 | | |
|-------|------|--|---|------------------------|
| | | 複層林施業 | 択伐複層林施業 | 特定広葉樹育成施業 |
| 植栽 | | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 | | |
| 間伐 | | 単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が0.75以下となるよう間伐する。 | | |
| 伐採 | 林齢 | 標準伐期齢以上 | | |
| | 方法 | 伐採率70%以下の伐採 | 天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐 | |
| | 立木材積 | 標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積が確保されること。 |
| | | 伐採材積が年間成長量(カマラタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 | | |
| | | 立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。 | | |

- ・ライフラインに関わる伐採についてはこの限りではない。
- ・奥行きがない土地についてはこの限りではない。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

| 地区名 | 施設名 |
|-----|----------------|
| 広河原 | 蝶(ミヤマシロチョウ)飼育園 |

(2) 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 |
|------|--------|
| カラマツ | 18m |
| その他 | 14m |

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当区域なし

2 生活環境の整備

現在の森林所有状況は、零細であり、1ha以下の所有者は全体の90%を占めています。

森林施業を計画的、効果的に行うため、本村、各林業団体、森林所有者等地域ぐるみで、推進体制を整備し、森林整備により、景観・自然環境保護を主体に目を向けていき、地域全体での生活環境の向上を図り、美しい村づくりを進めていきます。

3 森林整備を通じた地域振興

八ヶ岳中信高原国定公園等の自然の恵みを楽しみつつ、八ヶ岳自然文化園、もみの湯、八ヶ岳美術館等の自然に囲まれた施設の魅力を伝えていきます。

これらの施設を活用して、自然との共生を目的とした活動とした、住民参画による各種イベントも展開されています。

整備された森林や、村内の遊歩道を活用したトレッキング等も観光資源として浸透しております。

4 森林の総合利用の推進

横見山地域の森林については、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、景観を維持向上するためナラ類を中心とした広葉樹の植栽を進めます。

また、原山・ペンション地域は、住宅地として開発が進んでいますが、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、今後とも森林保全に対する意識向上を図ります。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

自然体験学習とし、春と秋には、山菜採りを兼ねて整備地内や「あゆみの小径(遊歩道)」の散策をし、改めて里山整備の大切さを理解していただいております。

今後は、こうしたボランティア活動に参加したいという住民の声が寄せられていることから、住民、団体、企業のみなさんが一体となり、活動に参加できるような体制づくりをしていきたいと考えています。

このような木育活動を通して、再度原村へ訪れるきっかけにいただき、原村への誘客も並行して進めると同時に、林業の普及啓発を行います。

原小学校 4 学年で結成された、原小学校みどりの少年団活動として、2008 年より村有地の緑化作業を続け、毎年 4 年生の植樹や育樹を木育授業の一環として、林業関係の講師を招いて学習をしています。

(2) 上下流連携による取組

伊那谷流域の自立兼構想に準じて川上にも位置する原村としては、川中、川下と連携を取りながら、山林資源の有効活用を提案していきます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

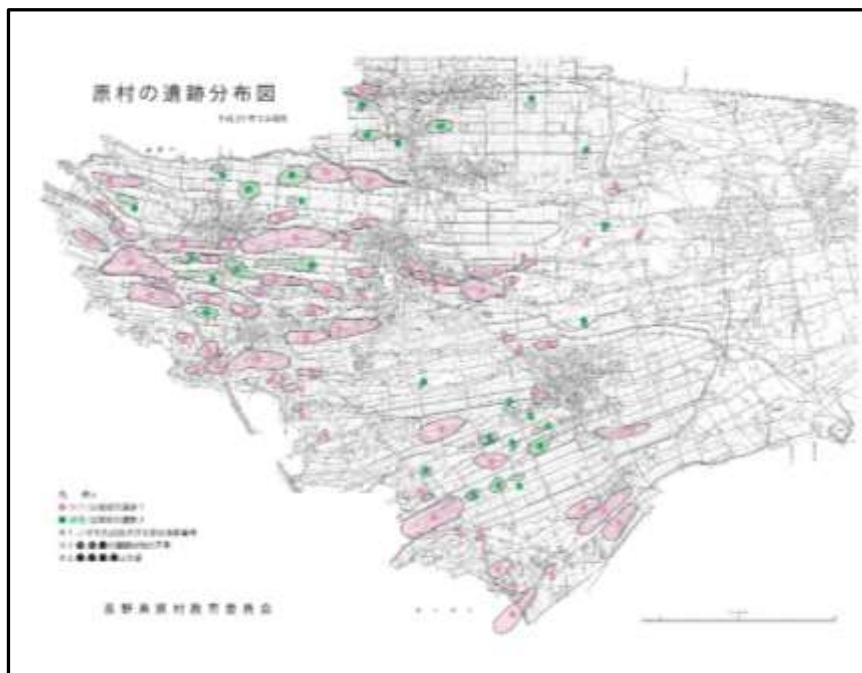
7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

現在、村では 148ha(林小班 42)の間伐を毎年 7ha ずつ実施して育林に努めていますが、一方でこの森林は戦後、住民や小中学生などを動員して一挙に植林を行ったもので、樹木は 70 年を経過して伐期を迎えつつあることから、村有林での更新伐の導入が必要であります。

平成 29 年度に森林整備計画の見直しと共に具体的な計画及び設計を行い、令和 2 年度から伐採を開始し、令和 3 年度から毎年 2ha の伐採と植栽の実施を計画しています。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項



周知の埋蔵文化財包蔵地について、当該地で森林施業等を実施する場合には、原村教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意するものとします。

(3) SDGsに関する事項

原村森林整備計画はSDGsの17の目標の内以下の目標に貢献できるものとします。

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 12 つくる責任つかう責任
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

| 意見聴取日 | 意見聴取方法 | 相手方 |
|-----------|----------------------|--------|
| 令和5年1月18日 | 原村森林整備計画・森林経営計画推進協議会 | 委員 10名 |
| 令和6年2月2日 | 原村森林整備計画・森林経営計画推進協議会 | 委員 10名 |
| 令和7年2月7日 | 原村森林整備計画・森林経営計画推進協議会 | 委員 10名 |
| 令和8年2月3日 | 原村森林整備計画・森林経営計画推進協議会 | 委員 10名 |

3 公告・縦覧期間

(当初) 令和5年1月18日～令和5年2月17日

(第1回変更) 令和6年1月31日～令和6年2月29日

(第2回変更) 令和7年1月30日～令和7年2月28日

(第3回変更) 令和8年2月3日～令和8年2月28日

3 計画書作成担当者

| 課・係 | 職 | 氏名 | 備考 |
|-----------|----|-------|-------------|
| 農林課 農村整備係 | 主事 | 高野 柁也 | 当初、第1回変更 |
| 農林課 農村整備係 | 主査 | 小林 孝行 | 第2回変更、第3回変更 |

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

| 所属 | 課・係 | 職 | 氏名 | 備考 |
|---------|--------------|---------|-------|-------------------|
| 諏訪地域振興局 | 林務課 普及林産係 | 課長補佐兼係長 | 久保田 淳 | 当初、1回変更、 第2回変更 |
| 諏訪地域振興局 | 林務課 普及林産係 | 課長補佐兼係長 | 北原 啓二 | 第3回変更 |

5 計画の公表計画

| 公表の方法 | 時期 | 備考 |
|-----------|------------|----|
| 市町村ホームページ | 計画樹立後1ヶ月以内 | |
| 広報掲載 | 令和8年6月 | |

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

| 年 | 令和3年10月1日 | | | | | | 令和2年10月1日 | | | | | | 令和1年10月1日 | | | | | |
|-------|-----------|-------|-------|-----|------|-----|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 西暦 | 2021 | | | | | | 2020 | | | | | | 2019 | | | | | |
| 年 齢 | 5歳階級別人口 | | | 構成比 | | | 5歳階級別人口 | | | 構成比 | | | 5歳階級別人口 | | | 構成比 | | |
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 |
| 総数 | 7,714 | 3,766 | 3,948 | 100 | 100 | 100 | 7,727 | 3,798 | 3,929 | 100 | 100 | 100 | 7,689 | 3,808 | 3,881 | 100 | 100 | 100 |
| 0-4 | 280 | 150 | 130 | 3.6 | 4.0 | 3.3 | 273 | 151 | 122 | 3.5 | 4.0 | 3.1 | 295 | 159 | 136 | 3.8 | 4.2 | 3.5 |
| 5-9 | 315 | 165 | 150 | 4.1 | 4.4 | 3.8 | 334 | 186 | 148 | 4.3 | 4.9 | 3.8 | 328 | 185 | 143 | 4.3 | 4.9 | 3.7 |
| 10-14 | 358 | 189 | 169 | 4.6 | 5.0 | 4.3 | 372 | 184 | 188 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 382 | 189 | 193 | 5.0 | 5.0 | 5.0 |
| 15-19 | 381 | 176 | 205 | 4.9 | 4.7 | 5.2 | 366 | 169 | 197 | 4.7 | 4.4 | 5.0 | 354 | 176 | 178 | 4.6 | 4.6 | 4.6 |
| 20-24 | 261 | 133 | 128 | 3.4 | 3.5 | 3.2 | 234 | 121 | 113 | 3.0 | 3.2 | 2.9 | 201 | 107 | 94 | 2.6 | 2.8 | 2.4 |
| 25-29 | 157 | 72 | 85 | 2.0 | 1.9 | 2.2 | 163 | 84 | 79 | 2.1 | 2.2 | 2.0 | 193 | 107 | 86 | 2.5 | 2.8 | 2.2 |
| 30-34 | 288 | 152 | 136 | 3.7 | 4.0 | 3.4 | 301 | 154 | 147 | 3.9 | 4.1 | 3.7 | 325 | 167 | 158 | 4.2 | 4.4 | 4.1 |
| 35-39 | 400 | 194 | 206 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 402 | 202 | 200 | 5.2 | 5.3 | 5.1 | 397 | 193 | 204 | 5.2 | 5.1 | 5.3 |
| 40-44 | 438 | 229 | 209 | 5.7 | 6.1 | 5.3 | 473 | 242 | 231 | 6.1 | 6.4 | 5.9 | 471 | 246 | 225 | 6.1 | 6.5 | 5.8 |
| 45-49 | 501 | 240 | 261 | 6.5 | 6.4 | 6.6 | 493 | 245 | 248 | 6.4 | 6.5 | 6.3 | 500 | 256 | 244 | 6.5 | 6.7 | 6.3 |
| 50-54 | 507 | 263 | 244 | 6.6 | 7.0 | 6.2 | 481 | 244 | 237 | 6.2 | 6.4 | 6.0 | 481 | 236 | 245 | 6.3 | 6.2 | 6.3 |
| 55-59 | 492 | 229 | 263 | 6.4 | 6.1 | 6.7 | 515 | 253 | 262 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 504 | 253 | 251 | 6.6 | 6.6 | 6.5 |
| 60-64 | 613 | 333 | 280 | 7.9 | 8.8 | 7.1 | 612 | 325 | 287 | 7.9 | 8.6 | 7.3 | 619 | 323 | 296 | 8.1 | 8.5 | 7.6 |
| 65-69 | 620 | 308 | 312 | 8.0 | 8.2 | 7.9 | 623 | 313 | 310 | 8.1 | 8.2 | 7.9 | 662 | 336 | 326 | 8.6 | 8.8 | 8.4 |
| 70-74 | 723 | 379 | 344 | 9.4 | 10.1 | 8.7 | 704 | 371 | 333 | 9.1 | 9.8 | 8.5 | 640 | 336 | 304 | 8.3 | 8.8 | 7.8 |
| 75-79 | 479 | 237 | 242 | 6.2 | 6.3 | 6.1 | 479 | 231 | 248 | 6.2 | 6.1 | 6.3 | 462 | 212 | 250 | 6.0 | 5.6 | 6.4 |
| 80-84 | 356 | 135 | 221 | 4.6 | 3.6 | 5.6 | 362 | 144 | 218 | 4.7 | 3.8 | 5.5 | 355 | 153 | 202 | 4.6 | 4.0 | 5.2 |
| 85-89 | 271 | 109 | 162 | 3.5 | 2.9 | 4.1 | 263 | 100 | 163 | 3.4 | 2.6 | 4.1 | 259 | 95 | 164 | 3.4 | 2.5 | 4.2 |
| 90-94 | 174 | 55 | 119 | 2.3 | 1.5 | 3.0 | 177 | 60 | 117 | 2.3 | 1.6 | 3.0 | 167 | 57 | 110 | 2.2 | 1.5 | 2.8 |
| 95-99 | 70 | 15 | 55 | 0.9 | 0.4 | 1.4 | 77 | 18 | 59 | 1.0 | 0.5 | 1.5 | 79 | 20 | 59 | 1.0 | 0.5 | 1.5 |
| 100以上 | 29 | 3 | 26 | 0.4 | 0.1 | 0.7 | 22 | 1 | 21 | 0.3 | 0.0 | 0.5 | 14 | 2 | 12 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| 不詳 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

(出典:原村HP国勢調査及び人口異動調査)

(2) 産業大分類別就業者数の推移(15歳以上)

各年10月1日 単位:人

| 区分/年 | 昭和 | 区分/年 | 昭和 | 平成 | 平成 | 平成 | 区分/年 | 平成 17 | 区分/年 | 平成 | 平成 | 令和 |
|------------------------|--------|------------------------|--------|--------|--------|--------|------------------------|--------|--------------------|--------|--------|--------|
| | 55 | | 60 | 2 | 7 | 12 | | 2005 | | 22 | 27 | 2 |
| | 1980 | | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | | | | 2010 | 2015 | 2020 |
| 総数 | 3,918 | 総数 | 4,000 | 4,028 | 4,223 | 4,329 | 総数 | 4,472 | 総数 | 4,289 | 4,146 | 4,194 |
| 第1次産業 | 1,736 | 第1次産業 | 1,686 | 1,586 | 1,516 | 1,434 | 第1次産業 | 1,458 | 第1次産業 | 1,190 | 1,007 | 913 |
| 構成比 (%) | (44.3) | 構成比(%) | (42.2) | (39.4) | (35.9) | (33.1) | 構成比(%) | (32.6) | 構成比(%) | (27.7) | (24.3) | (21.8) |
| A農業 | 1,729 | A農業 | 1,680 | 1,584 | 1,516 | 1,433 | A農業 | 1,456 | A農業・林業 | 1,190 | 1,007 | 913 |
| B林業、狩 猟業 | 6 | B林業 | 5 | 2 | - | 1 | B林業 | 2 | うち農業 | 1,184 | 1,000 | 905 |
| C漁業、水 産養殖業 | 1 | C漁業 | 1 | - | - | - | C漁業 | - | B漁業 | - | - | - |
| 第2次産業 | 1,090 | 第2次産業 | 1,144 | 1,127 | 1,111 | 1,162 | 第2次産業 | 1,203 | 第2次産業 | 1,151 | 1,120 | 1,156 |
| 構成比 (%) | (27.8) | 構成比(%) | (28.6) | (28.0) | (26.3) | (26.8) | 構成比(%) | (26.9) | 構成比(%) | (26.8) | (27.0) | (27.6) |
| D鉱業 | 1 | D鉱業 | 2 | 3 | 5 | 2 | D鉱業 | - | C鉱業・採石業・ 砂利採取業 | 1 | 1 | 2 |
| E建設業 | 247 | E建設業 | 253 | 292 | 308 | 324 | E建設業 | 317 | D建設業 | 278 | 282 | 285 |
| F製造業 | 842 | F製造業 | 889 | 832 | 798 | 836 | F製造業 | 886 | E製造業 | 872 | 837 | 869 |
| 第3次産業 | 1,091 | 第3次産業 | 1,170 | 1,315 | 1,595 | 1,731 | 第3次産業 | 1,801 | 第3次産業 | 1,931 | 2,007 | 2,025 |
| 構成比 (%) | (27.9) | 構成比(%) | (29.2) | (32.6) | (37.8) | (40.0) | 構成比(%) | (40.3) | 構成比(%) | (45.0) | (48.4) | (48.3) |
| G卸売業、 小売業 | 257 | G電気・ガ ス・熱供給・ 水道業 | 6 | 12 | 13 | 11 | G電気・ガス・ 熱供給・水 道業 | 6 | F電気・ガス・熱供 給・水道業 | 14 | 13 | 10 |
| H金融・保 険業 | 28 | H運輸・通 信業 | 101 | 90 | 101 | 125 | H情報通信 業 | 35 | G情報通信業 | 41 | 46 | 44 |
| I不動産業 | 12 | I卸売・小売 業、飲食店 | 242 | 321 | 434 | 516 | I運輸業 | 103 | H運輸業・郵便 業 | 90 | 97 | 89 |
| J運輸・通 信業 | 86 | J金融・保 険業 | 22 | 24 | 37 | 41 | J卸売・小売 業 | 411 | I卸売・小売業 | 425 | 389 | 387 |
| K電気・ガ ス・水道・熱 供給業 | 6 | K不動産業 | 11 | 22 | 16 | 15 | K金融・保険 業 | 32 | J金融・保険業 | 35 | 38 | 40 |
| Lサービス業 | 618 | Lサービス業 | 697 | 761 | 883 | 919 | L不動産業 | 16 | K不動産業・物 品賃貸業 | 42 | 37 | 40 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----|---------------|----|----|-----|-----|----------------|-----|-----------------------------|-----|-----|-----|
| M公務 | 84 | M公務 | 91 | 85 | 111 | 104 | M 飲食店、 宿泊業 | 274 | L 学術研究、専 門・技術サービ ス業 | 95 | 107 | 116 |
| | | | | | | | N 医療、福 祉 | 238 | M 宿泊業、飲 食サービス業 | 308 | 290 | 262 |
| | | | | | | | O 教育、学 習支援業 | 157 | N 生活関連サ ービス業、娯楽 業 | 120 | 116 | 102 |
| | | | | | | | P 複合サービ ス業 | 77 | O 教育、学習支 援業 | 156 | 151 | 150 |
| | | | | | | | Q サービス業 | 356 | P 医療、福祉 | 318 | 408 | 462 |
| | | | | | | | R 公務 | 96 | Q 複合サービス 事業 | 40 | 58 | 43 |
| | | | | | | | | | R サービス業 (他に分類され ないもの) | 141 | 151 | 147 |
| | | | | | | | | | S 公務(他に分 類されるものを 除く) | 106 | 106 | 133 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 分類不能 の産業 | 1 | N 分類不能 の産業 | - | - | 1 | 2 | S 分類不能 の産業 | 10 | T 分類不能の 産業 | 17 | 12 | 100 |

資料：2020 国勢調査

(3) 産業部門別就業者数等

単位：事業所、人

| 年/西暦 | 平成 24 | | 平成 26 | | 平成 28 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2012 | | 2014 | | 2016 | |
| | 事業所 | 従業員 | 事業所 | 従業員 | 事業所 | 従業員 |
| 総 数 | 425 | 2,048 | 433 | 2,408 | 395 | 2,004 |
| 農林漁業 | 5 | 54 | 8 | 67 | 9 | 51 |
| 建設業 | 89 | 289 | 82 | 284 | 79 | 290 |
| 製造業 | 61 | 395 | 54 | 357 | 55 | 384 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | 1 | 3 | - | - |
| 情報通信業 | 7 | 17 | 5 | 9 | 3 | 4 |
| 運輸業、郵便業 | 9 | 98 | 8 | 89 | 7 | 87 |
| 卸売、小売業 | 51 | 305 | 55 | 296 | 53 | 270 |
| 金融業、保険業 | 1 | 10 | 1 | 10 | 1 | 10 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 15 | 44 | 13 | 40 | 11 | 28 |
| 学術研究、専門、技術サービス業 | 23 | 56 | 23 | 47 | 21 | 38 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 101 | 335 | 104 | 306 | 94 | 260 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 10 | 15 | 10 | 16 | 12 | 16 |
| 教育、学習支援業 | 13 | 48 | 21 | 239 | 14 | 72 |

| | | | | | | |
|-------------------|----|-----|----|-----|----|-----|
| 医療、福祉 | 16 | 201 | 20 | 307 | 13 | 243 |
| 複合サービス事業 | 4 | 27 | 4 | 24 | 4 | 29 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 20 | 154 | 18 | 230 | 19 | 222 |
| 公務(他に分類されるものを除く) | - | - | 6 | 84 | - | - |

(出典:原村の統計:事業所・企業統計調査)

2 土地利用

単位:km²

| 年次 | 総土地面積 | 耕地面積 | | | | | | | 宅地面積 | 林野面積 | | | その他面積 |
|-------|-------|-------|------|------|-----|----|----|---|------|-------|------|------|-------|
| | | 計 | 田 | 畑 | 樹園地 | | | 計 | | 森林 | 原野 | | |
| | | | | | 果樹園 | 茶園 | 桑園 | | | | | | |
| 平成 30 | 43.26 | 13.25 | 6.96 | 6.29 | 0 | - | - | - | 4.24 | 10.56 | 2.76 | 7.80 | 15.21 |
| 令和元 | 43.26 | 13.23 | 6.95 | 6.28 | 0 | - | - | - | 4.29 | 10.53 | 2.74 | 7.79 | 15.21 |
| 令和 2 | 43.26 | 13.18 | 6.94 | 6.24 | 0 | - | - | - | 4.33 | 10.53 | 2.75 | 7.78 | 15.22 |

(出典:原村の統計:土地・気象調査)

3 森林転用面積

| 年次 | 総数 | 工場・事業場用地 | 住宅・別荘用地 | ゴルフ場・レジャー用地 | 農用地 | 公共用地 | その他 |
|-------|--------|----------|---------|-------------|-----|--------|--------|
| 平成 27 | 0.90ha | 0.03ha | 0.58ha | ha | ha | ha | 0.29ha |
| 平成 28 | 1.27ha | ha | 0.43ha | ha | ha | 0.84ha | ha |
| 平成 29 | 1.20ha | 0.29ha | 0.51ha | ha | ha | ha | 0.4ha |

(出典:伐採及び伐採後の造林の届出書)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

| | 年次 | 私有林合計 | 在(市町村)者面積 | 不在(市町村)者面積 | | |
|------------|-------|---------|-----------|------------|-------|------|
| | | | | 県内 | 県外 | 不明 |
| 実数 ha | 平成 29 | 1617.63 | 1368.18 | 149.75 | 99.01 | 99.7 |
| 構成比 (%) | 平成 29 | 100 | 85 | 6(66) | 3(34) | 6 |

(2) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模 | 林家数 | | | | |
|--------|-------|---------|---|-----------|-------|
| ～1ha | 1,305 | 10～20ha | 6 | 50～100ha | 3 |
| 1～5ha | 168 | 20～30ha | 2 | 100～500ha | 2 |
| 5～10ha | 6 | 30～50ha | 3 | 500ha 以上 | 0 |
| | | | | 総数 | 1,495 |